

第 4 回 印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会会議録

期 日 平成 2 9 年 2 月 3 日 (金)

場 所 印西地区消防組合消防本部セミナー室

○会議次第

1. 開 会 (午後 2 時)
2. 議 事
 - (1) 印西地区消防組合及び栄町消防広域化の検討について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会 (午後 4 時 1 6 分)

【出席委員】 1 1 名

会 長	伊 澤	史 夫	(白井市長)
副会長	板 倉	正 直	(印西市長)
副会長	岡 田	正 市	(栄町長)
委 員	小 川	義 人	(印西市議会議長)
委 員	秋 本	享 志	(白井市議会議長)
委 員	大 野	博	(栄町議会議長)
委 員	川 上	賢 二	(印西市消防団長)
委 員	大 野	徹 夫	(栄町消防団長)
委 員	須 藤	達 也	(印西地区消防組合消防本部消防長)
委 員	杉 田	昭 一	(栄町消防本部消防長)
委 員	生 稻	芳 博	(千葉県防災危機管理部消防課長)

【欠席委員】 1 名

委 員	川 上	正 紀	(白井市消防団長)
-----	-----	-----	-----------

【説明員】

印西地区消防組合消防本部次長 浅 野 富 夫

印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会事務局

事務局長	樋 関	健 一
主 査	伊 藤	正 和
主 査 補	徳 島	宏 樹

◎開 会

○事務局長（樋関健一） おはようございます。

本日は、大変お忙しいなかお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

只今から、第4回印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会を開会いたします。

本日進行を務めさせていただきます。広域化協議会事務局の樋関でございます。よろしく願いいたします。

また、本日は、白井市消防団長の川上委員が体調不良のため欠席されております。

開催に先立ちまして、伊澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（伊澤史夫） 皆さんこんにちは。

本日は、皆様お忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。

1月23日の第3回協議会では経過報告の説明、並びに消防広域化の方式について協議の結果、承認をいただいたところでございます。

また、1月25日には第4回幹事会が開催され、印西地区消防組合及び栄町消防広域化の検討について、地域住民の更なる安心安全が図れるかどうか様々な視点から検証がされたところでございます。

後で担当から説明がありますが、本日は議事として2項目の協議をお願いすることとなっております。

何卒スムーズな協議運営となりますようご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○事務局長（樋関健一） ありがとうございます。

それでは、協議会規約第9条第2項の規定により会議の進行につきましては、伊澤会長をお願いいたします。

伊澤会長、議長席へお願いします。

○会長（伊澤史夫） これから本日の会議を開きます。

まず、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は印西地区消防組合消防本部消防長須藤委員、栄町消防本部消防長杉田委員を指名いたします。

○委員（須藤達也） ○委員（杉田昭一） はい。

○議長（伊澤史夫） よろしく願いいたします。

また、本日の協議事項について事務局より資料の説明をいたしまして、各市町に持ち帰り検討していただき3月13日に予定されている第5回協議会で皆様にご意見を伺い、広域化を進めていくか否かの態度決定をしたいと考えているところでございます。

本資料の質疑につきましては事務局で対応いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題（１）印西地区消防組合及び栄町消防広域化の検討についてを議題とします。

担当より説明をお願いします。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 印西地区消防組合及び栄町消防広域化の検討についてご説明いたします。

この資料は、各専門部会でこれまで協議、検証した結果を基に広域化を進めていくか否かの最終的な判断をするための資料としました。

第４回幹事会では、資料に基づき各部会長から説明を受け検討し、資料の修正を専門部会に指示したところ、スケジュール上２月３日の協議会までに専門部会を開き、修正について検討するいとまがないことに各専門部会長了承のもと幹事会一任で修正することを決定し、修正後の資料をもって協議会に諮ることとしました。

協議会への説明にあたり、専門部門ごとに分類し見やすさを優先させていただきました。ご了承下さい。

第２回協議会で配布させていただきました資料、印西地区消防組合・栄町消防の現状と課題と重複する部分の説明については、今回省略させていただきます。

まず、総務部門です。１枚お開きください。第１章現状と課題では、印西地区消防組合と栄町消防の概要、両消防本部の消防体制について。第２章消防広域化の効果等では、消防広域化の効果等、消防の広域化に対する財政措置、課題について。第３章広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項では、基本的事項、組織、人事管理等、施設整備、財政・財産、経費負担、消防団との連携確保、広域化後の意見調整組織、財政シミュレーション、今後のスケジュール、関係市町別メリット・デメリットについて検討いたしました。

第１章現状と課題１ページから８ページは、以前の資料と一部を除き同様となります。

３ページ将来推計人口の数値について変更がございます。これは推計に用いた資料が異なったことによるものです。以前は国立社会保障人口問題研究所推計値としていましたが、構成市町作成のまち・ひと・しごと創生総合戦略の上位推計値とさせていただきます。両消防本部の消防費決算額・歳出決算額の推移８ページです。平成２４年度決算額が突出している理由ということで、下段に平成２４年度の主な事業を記載させていただきました。

９ページ広域化の効果です。消防本部を統一することにより人員配置の適正化が図れます。消防本部で５人の増員。栄町消防では消防長１人、消防防災課１０人、栄消防署１人、計１２人が削減されます。栄消防署１人減については通信員が必要なくなることからです。

１０ページ人事ローテーションのイメージ図です。組織規模の拡大に伴い効果的な人

事ローテーションが可能となります。職員個々の対応能力の向上と組織の活性化が期待できます。

財政負担の軽減では、特殊車両の重複投資の効率化が図られ、国の財政支援を受けることで財政負担の軽減が見込まれます。

11ページ12ページ消防の広域化に対する財政措置です。12ページ市町村分5の消防車両等の整備。緊急防災減災事業債については、平成28年度までとされていたものが平成32年度まで延長されたことにより、現在一番有利な地方債を活用し広域消防運営計画等に基づき、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援するとされています。

第3回協議会で委員からの意見もございましたが、広域化に必要と認められるということで単独ではできなかったものが、財政支援を受けての車両整備ができるものと考えられます。

緊急防災減災事業債については、表中に記載のとおりですが、対象事業は地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等など、地方債充当率100%、交付税算入率70%で有利な地方債となります。

都道府県分として、消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について、準備経費として普通交付税措置が講じられます。資料では括弧書き特別交付税と記載していますが普通交付税の誤りです。ご了承下さい。

また、広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費については、消防広域化臨時経費として特別交付税措置が講じられます。

続いて課題ですが、近年の災害出動件数の増加、複雑多様化する災害現場を予測すると、現場到着時間短縮を考慮した署所、車両配置また指揮隊について広域化することにより現在の管轄区域から更にエリアが広がることから、現場到着までの時間の延長など指揮隊の配置が課題となります。

13ページ、基本的事項。広域化参画団体ですが、印西地区消防組合。これは印西市及び白井市と栄町になります。

広域化の方式は、事務委託方式を採用します。

表につきましては、前回協議会での資料と同じ内容です。

14ページ、広域化対象事務です。広域化対象事務は原則消防団、水利、消防委員会、防災事務を除く全ての消防事務としますが、自主防災組織育成事業の訓練については、消防機関が訓練指導を行います。

15ページから19ページ組織です。まず、15ページ本部の位置。本部、署の名称はこれまでどおりとします。広域化後に他の消防本部と混同されないよう配慮です。

署所については方面本部を置いていることから、広域化後も方面本部体制を継続します。

16 ページ新たに方面を追加し、第4方面本部に栄消防署を加えることから、消防本部体制は1本部4方面本部8消防署を基本とします。

17 ページ(6) 署所配置です。広域化当初は、両消防本部ともに現行の署所配置とします。将来的に現場到着所要時間の短縮、署所管轄面積の平準化、各地域の将来的人口見込み、ビル・商業施設・住宅等の防火対象物の建設状況等を総合的に勘案した上で、署所の再配置の検討を行います。

18 ページ消防署所の管轄区域は原則として現状のとおりとし、出勤区域は現場到着時間など勘案し、調整することとします。

勤務形態及び勤務時間について、交替制勤務者は2部制とします。印西地区消防組合では現在2部制。栄町では3部制を採用していますが、広域化を円滑に進めること、現場活動における交代要員など考慮し2部制を継承しました。

19 ページ交替制勤務者の勤務時間に変更はなく1当務当たり15時間30分としますが、両消防本部の勤務時間の割振りに違いがあります。

印西地区消防組合については、職員の労務管理を考え、夜間の勤務時間を見直すことで職員の肉体的、精神的、疲労軽減を目的に連続した休憩時間を採用しています。ただし、牧の原消防署については、通信常駐勤務があることから夜間勤務を2時間実施します。

条例定数及び実員数です。広域化時の条例定数は306人とします。これは、現在の印西地区消防組合消防職員定数条例に規定する職員数266人と、栄町消防については要望による人数40人を合算した職員数といたしました。実員数については平成28年4月1日現在のものです。

採用計画です。再任用制度を効果的に活用しながら、今後の大量退職に備え広域化後速やかに採用計画を検討します。

20 ページ人事管理等。任用、給料、諸手当です。栄町の職員については、栄町を一度退職し、印西地区消防組合職員として採用することとします。その方法は、原則面接試験とします。

職務の級については、印西地区消防組合の基準に基づき、他の職員との均衡を図ります。広域化後の給料については、使用する給料表に違いがあることから、印西地区消防組合のものとし8級制とします。広域化直前に支給されている級号給、給料月額を基礎とし各職員が不利益を生じないように切り替えますが、調整が必要な場合は、個別に対応します。これは、現給保障等によるものです。

各諸手当は、原則印西地区消防組合に統一します。

21 ページ印西地区消防組合と栄町消防の手当種別の一覧表です。期末・勤勉、期末勤勉役職加算率、管理職・管理職特別、特殊勤務、地域手当に違いがあります。

22 ページ階級設定は、印西地区消防組合の職名に応じた階級を設定します。

栄町消防職員の階級については、印西地区消防組合の基準に基づき均等を考慮して決定します。これは昇任制度について、印西地区消防組合と栄町消防に違いがあることから不均衡をなくすよう考慮するものです。また国が示す消防吏員の階級基準により、消防正監を消防長の階級とします。原則として広域化後の階級は、印西地区消防組合級別標準職務表により統一を図ります。表は印西地区消防組合と栄町消防の階級比較です。

23ページ24ページ教育訓練・研修等です。各表ですが資格保有者、職員の教育訓練研修については、ご覧のとおりばらつきがあることから研修計画は広域化後の消防本部で決定することとします。

24ページ平成27年度中の教育訓練研修状況については、印西地区消防組合54名。栄町消防8名となります。

25ページ施設整備と消防施設整備計画です。広域消防組織の本部庁舎は、印西地区消防組合消防本部庁舎とします。

広域化後の消防署所の新設や改修計画については、再配置も含め今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、将来的な消防力の強化と均等化を目的に広域化前に検討、作成し構成団体の同意を得るものとします。施設整備方針については、施設等総合管理計画に基づき実施します。事業費については、印西市、白井市に係る事業は印西市、白井市の負担とし、栄町からの事務委託に係る事業費は、栄町が負担するものとします。ただし、従前の印西地区消防組合が所有する財産等を事務委託に活用した場合は、栄町が応分の負担をするものとします。例えますと消防車両で指揮統制車、救助工作車、梯子車などです。

電算システムですが、印西地区消防組合の体制に統一します。

26ページ財産・債務です。印西地区消防組合が事務を受託する上で事務執行に必要な栄町が有する財産の取り扱いですが、栄町の庁舎敷地等の土地は、栄町が所有し、印西地区消防組合に無償貸与します。

庁舎等の施設は、栄町が所有し、印西地区消防組合に無償貸与します。栄町の車両、資機材その他備品は、印西地区消防組合に無償貸与します。

新規取得した場合の財産等の取り扱いについては、土地、庁舎等は栄町が取得及び所有し、印西地区消防組合に無償貸与とします。

車両、資機材その他備品は、印西地区消防組合が取得及び所有し、栄町は応分の負担をします。

債務の取り扱いですが、印西地区消防組合に無償貸与する物品に係る債務については、栄町が継続して負います。

広域化後に栄町域で使用する物品に係る財政負担は、栄町負担とします。

栄町域で共通使用される物品又は一部の物品の財政負担は、印西市、白井市、栄町とします。車両では指揮統制車、救助工作車、梯子車など、また火災調査資機材などが挙

げられます。

広域化前に起債した地方債の債務ですが、栄町継続負担となります。

経費負担ですが、事前準備経費及び事務委託に係る経費は栄町負担とします。

事務委託の全部又は一部を廃止する場合、生じる経費は印西市、白井市、栄町が協議して定めることとします。これに係る経費としましては共同指令センター。例えば指令台データ変更、地図検索、署所車両端末変更などです。

27ページ消防団との連携確保についてです。広域化後における消防団との協力体制は現在の体制を維持します。災害時の連携についても同様ですが、常備消防の出動区域が広域化前と変更される区域があることから、消防団と常備消防の連携が混乱しないよう周知徹底します。

広域化後の意見調整組織。委託町の意見を受けるための組織を設置します。委託規約のなかに盛り込むことが必要です。

28ページ今後のスケジュールは、これまで示したものと同様です。一部事務組合方式を削除したものです。

29ページ関係市町別メリット・デメリットにつきましては、この後に説明させていただきます。

別紙1です。第3回協議会広域化の方式時に5年分で説明しましたが、この資料が17年間分の事務委託方式による財政推計です。

このなかで(2)(3)の推計値に違いがあります。これは(3)表欄外で記載している事前準備経費や共同指令センター関係経費について再精査したこと、また、次ページ別表のとおり車両単価の見直しによるものです。

前回の協議会資料と一部差異があります。ご了承下さい。

次ページの別表、各車両の整備年度です。前回5年分で説明しましたが、今回は17年間分で示しました。

別紙2事務委託に係る経費の推移を事前準備経費、人件費、經常経費、共同指令センター運用経費別に17年間分で示しました。

議長、ここで関係市町別メリット・デメリットについて、説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（伊澤史夫） はい。お願いします。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 29ページ関係市町別メリット・デメリットです。

まず、印西地区消防組合のメリットです。従来であれば出動しなければならなかった隊を、次の災害に備えて待機させることが可能になる。これは行政境界の解消に伴い、管轄区域の適正化によって最も近い署所から出動することになります。これにより待機車両の確保が可能になります。

大規模災害発生時の対応強化が期待できる。これは組織力が大きくなれば対応力も大きくなるという事実です。

広域化した場合は異動先が増えるため組織の活性化が図れる。これは現行の印西地区消防組合1本部7署から、広域化することにより1本部8署になるということです。

水難救助力の強化が期待できる。現在消防本部ごとにボートを1艇ずつ持っておりますが、広域化することにより2艇になるということです。

本部職員の専任化、査察専従員の充実が図れる。これは9ページで説明させていただきました本部員が5名増員になり、このうち予防課1名を増員とする予定であり、これにより専従化が図れることで印西地区消防組合のメリットとさせていただきました。

続いてデメリットです。事務委託に関する業務量が増加する。これは、予算管理に関する事務量などが増えることが想定されます。職員の階級及び年齢構成が現在最も多い階層が更に多くなるため、広域化した後の採用計画に影響を及ぼすこととなる。これは職員の定員適正化計画を印西地区消防組合は進めておりますが、計画の見直しが必要ではないかということです。

給与・階級の格差是正が必要である。受け入れ時の階級について均衡が必要です。給料についても不利益とならないような配慮が必要と考えられます。

続きまして印西地区消防組合のうち印西市のメリットです。行政境界の一部、安食ト杭の江戸屋付近及び下井の物木機場付近の出動体制が強化される。これは、警防部門での説明とさせていただきたかったのですが、先に説明させていただきます。ある場所を選定させていただきまして、行政境界が取り払われることから発生場所によっては直近の消防署から出動するというので、現に印西地区消防組合のこの場所で災害が発生した場合、より直近の栄町消防署からの出動のほうが近距離になるということでメリットと記載しました。これは、警防部門で改めて説明させていただきます。

印西地区消防組合の保有する梯子車、救助工作車など共同で使用する車両等の購入にあたり、緊急防災減災事業債の対象となれば普通交付税の算入時に考慮される。これは印西市が合併特例法に伴う算定替えによる、基準財政需要額の縮減期間が始まっており段階的に縮減されていると聞いております。平成32年度には特例期間が終了するところですが、この括弧のただし書きの不交付団体になればメリットではなくなるということを今説明させていただきました。縮減期間が終わった時には、不交付団体になる可能性が予想されているということで意見がありました。しかし、緊急防災減災事業債のことですが、平成28年度までとされていた有利な地方債が、平成32年度まで延長されたことにより、これを有効的に活用できるということでメリットとさせていただきました。

続いてデメリットです。財政面において広域化によるメリットがない。先程説明させていただきました別紙1(3)事務委託方式で広域化した場合の負担額比較で印西市、

白井市がゼロベースで推移しています。プラスとなっていないことから、メリットとは言えないということで印西市から意見がありました。

事務委託を廃止する時に財政的な負担が発生する場合があります。これは、共同指令センターのシステム変更などによるものが考えられます。

多重災害の時に消防力が栄町に分散する場合があります。栄町管轄分が増えるとなると分散されデメリットではないかということです。

印西地区消防組合が所有する梯子車や救助工作車が栄町にも出向くこととなり、同車両による活動力が低下する。過去実績は梯子車、救助工作車についてはありません。ただし、火災救急について過去3年間ですが調べましたところ、火災は印西地区から栄町へ出動、栄町から印西地区へ出動は共にありませんでした。救急は印西地区から栄町へ出動した件数は37回です。栄町から印西地区へ出動していただいた件数は3回でした。

続きまして白井市のメリットです。印西地区消防組合の保有する梯子車、救助工作車等の共同で使用する車両等の購入にあたり、緊急防災減災事業債の対象となれば普通交付税の算入時に考慮される。これは有利な地方債が使えるということで印西市と同様です。

白井市のデメリットです。印西地区消防組合が所有する梯子車や救助工作車が栄町にも出向くこととなり、同車両による活動力が低下する。これも印西市と同様です。

栄町のメリットです。消防の規模が大きくなることから、大規模災害への対応強化が図れる。これは、当初から栄町の意見がありましたとおりとなっております。

1署であることから人事の硬直化が進むなか、異動先が増え組織の活性化が図れる。これは1本部1署であったものが、1本部8署になり活性化が図れることでメリットと考えております。

指揮隊運用が可能になり、現場活動上の安全管理の確保及び効果的な消防活動が可能となる。現在栄町消防は指揮隊運用については対応できていない状況からメリットと考えます。

火災など初動時における出動部隊数が増加することで消防対応力が大きく強化される。これは、現場投入される車両が増大されるということでメリットと考えます。

予防業務専門職の充実が図れる。予防部門の説明前ですが、専門職について印西地区消防組合でも今養成しているところですが、この辺が広域化することによって上手く再配置することにより振り分けられるということです。

特殊車両の効率的な運用による重複投資の回避が図れる。これも栄町さんの課題で高度な車両、資機材の導入が困難であったものが、対応できるようになることからメリットと考えます。

続いて栄町のデメリットです。事務委託により消防事務に関して執行管理する権限が失われるため、連絡会などを設置して相互の意志疎通を図る必要がある。これはこれま

でも説明してきたところですが、広域化の方式による違いです。共同で組織運営に参画できるか否かというところでの意見です。

車両、資機材及び運用に係る仕様統一を図る必要がある。これは栄町が単独で行っていたものが印西地区消防組合との統一を図る必要があることから、自由度がなくなってくるということでデメリットと記載させていただきました。

以上で総務部門の説明を終わります。

○議長（伊澤史夫） 総務部門の説明が終わりました。

この後予防、警防がありますが一度説明を中断します。

この総務について意見・質問はございますか。

生稲委員。

○委員（生稲芳博） 別紙1の財政推計（3）事務委託で広域化した場合の負担額比較の影響額ですが、印西市さん白井市さんは財政的には影響を受けないということでゼロになっていますが、栄町さんはトータルで約2億減ると見てしまったのですが、欄外に平成30年度以降栄町に残る人件費約3,600万円は含めないということで、（1）広域化しない場合の負担額の推移Aについて、栄町さんは消防団や水防が入ってのものと聞いておりますが、委託しようとする業務そのものを引いている訳ではないので、そうすると栄町さんは今までよりも経費が業務委託分と自前で消防団、水防を扱う分があり増えてしまうという理解でいいのでしょうか。

例えば平成30年度は△2,498万円となっていますが、これは委託しようとする業務から今栄町全体の4億3,328万2千円という数字を引いて、4億3,328万2千円という数字のなかには消防団、水防業務も入っておりますので、それを引けば確かに今よりも負担が少ないということになりますけれども別途約3,600万円がありますから、栄町さん自体は平成30年度であれば約1,000万円を超える位が増えてしまう。そういう見方でいいのでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） そのとおりでございます。

○議長（伊澤史夫） 生稲委員。

○委員（生稲芳博） そうなると△が並んでいますが、実のところ少しずつ負担はありますよということですが、消防長さんこれで消防力が向上するのであればいいということでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 杉田委員。

○委員（杉田昭一） 生稲委員ご指摘のとおり減額の数字が並んでいますが、町に残る消防団、防災、水防事務に係る人件費5名分の3,600万円を町としてはそのまま経費負担します。

町としても広域化に伴い経費が増えてしまうことは了解しております。

○議長（伊澤史夫） 生稲委員が読んだように私もそのように読みました。

だから表現の仕方をもう少し工夫したらいかがですかね。

この表だけを見ると印西市、白井市がプラスマイナスゼロで、栄町だけ広域化によってマイナスになると見えてしまいます。

欄外の注釈を読まないといのからくりがでてこないの、数字でだすのか若しくは注釈をもう少し分かり易くしたほうがいいのではないのでしょうか。

今でた話なので幹事会で検討してもらえればいいと思います。もしも訂正が必要であれば訂正しますし、今の読み方で皆が納得できればそれはそれでいいと思います。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 逆に協議会でお諮りいただくことはできないのでしょうか。読み取れるか否かということで。

○議長（伊澤史夫） 今回の生稲委員からの読み方の指摘ですと、別紙1（3）事務委託で広域化した場合の負担額比較表を見ると印西市、白井市は事務委託によってプラスマイナスゼロ。栄町だけトータルで約2億の減額になると。ただし消防団、水防、防災に係る人件費が含まれていないので、この差がプラスマイナスになるという読み方になるのですが、読んで理解できればこのままでいいと思いますが。

川上委員。

○委員（川上賢二） 今、議長も言われているとおり表で見ると印西市、白井市がゼロで並んでおります。

人件費を含めないということですが人件費は無視する訳にはいけません。

議長が言われているとおり数字で見れば理解度が増すと思いますので、私は計算し直すというかそれを表のなかに表して欲しいと思います。

○議長（伊澤史夫） 生稲委員。

○委員（生稲芳博） 財政推計には車両整備などは盛り込まれていると思いますが、関係市町別メリット・デメリットの比較のところにあった、今後広域化に伴って有利な起債が受けられた時、例えば今までは自前で1,000万円のものを買わなければいけなかったものが、1,000万円借金して700万円が後から交付税措置されるということになると1,000万円のところが300万円で済むというような、財政へのいい影響はこのなかには盛り込まれていないということではよろしいですか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） はい。

○議長（伊澤史夫） 生稲委員。

○委員（生稲芳博） となると、今印西市さんと白井市さんは影響を受けないことになっていますが、広域化に伴って今後必要だになっていうところが広域化と結び付けて進めていけるのであれば、そこは有利な起債を使うことでこの表のゼロがもしかしたら△にな

ってくると、ただその額は今時点では正確には掴みきれないから見せられない。

そういうことでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） そのとおりでございます。

○議長（伊澤史夫） 確か私前日も生稲委員と同じような質問を事務局にしたと思うのですが、でていないということで私もこの資料をよく読み直してみましたら10ページ（3）財政負担の軽減のところ国に支援を受けることがでている。また12ページで生稲委員がおっしゃった交付税措置がでているということで、例えばそれがいくらになるのか1万円なのか10万円なのか100万円なのかは、ある程度必要なのではないかと考えまして事務局に指示をだして、実は前に事務局から報告を受けたなかで茨城県稲敷市で同じような広域化を進めたと、その時の交付税の需用費算入の例がありましてそれを調べてみて、当組合に該当するものを置き換えてみたらどうだと指示を出しましたところ、つい最近資料ができあがっております。

せっかくの今の指摘でしたので、追加資料ということで用意してありますので配っていただいで説明していただけますか。

＜追加資料配布＞

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 只今お配りしました別資料について説明します。この資料ですが消防広域化に対する国の財政支援についてです。

平成27年度に茨城県の稲敷地方広域市町村圏事務組合と阿見町が消防広域化を実現しました。

資料の中段太字で書いてありますが、以下の事業について緊急防災減災事業債の対象事業となる可能性があり交付税による財政支援が期待できます。なお、稲敷地方広域市町村圏事務組合を例としたものであり、確定したものではないということでこの資料を見ていただければと思います。繰り返しになりますが有利な地方債の緊急防災事業債の期間が平成32年度まで延長されました。資料上段の表につきましては総務部門の資料と内容については同様でございます。下段の表は平成32年度まで、あくまでも可能性のある事業を印西地区消防組合と栄町でまとめさせていただきました。

平成30年度栄町はポンプ車、救急車、指揮車、ボートの4つの事業費を合算しまして、この起債発行額から交付税算入率70%を求めたものです。

印西地区の場合は、構成市の基準財政需要額割りの負担割合により求めたものを、構成市別にまとめたものです。

交付税算入率ですが、この表の印西地区消防組合欄をご覧ください。例えば平成30年度は印西市59.3%、白井市40.7%と違っておりますが、この数値は別紙1の負担額の数字からはじき返したものでありますので若干率は変わっております。

これに伴う印西市の交付税算入によるトータル影響額5,640万円、白井市3,8

80万円、栄町は単独のため交付税算入率70%がそのまま影響しますので、1億4,832万円この数値が別紙1に跳ね返ってくるという考え方でございます。ただし繰り返しになります。確定した数値ではありません。茨城県稲敷広域と阿見町を参考として、今現在想定できる可能性のある事業について掲載させていただきました。

以上です。

○議長（伊澤史夫） ということです。

この推計と文書ではあっていますが、数字とは違うことが新たに判明しました。

生稲委員。

○委員（生稲芳博） 別紙1の数字よりも、先程配っていただいたA4の追加資料の内容が受けられれば、更に2市1町の負担は減るということでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 可能性があります。

緊急防災減災事業債ですが、平成29年1月19日付けで国から都道府県に通知されたと記憶しています。その後各自治体にきますので、そのデータをいただいたのが今月の直近でしたので細かい数字はまだだせない状況です。ご理解下さい。

そうしますと今の結果を踏まえまして、29ページのメリット・デメリットについて若干言葉のニュアンスが変わってくるかどうかということで、ご審議いただければと思います。

○議長（伊澤史夫） 杉田委員。

○委員（杉田昭一） この追加資料をみますと、栄町は広域化した場合計画どおり車両が入っています。印西地区消防組合さんは平成30年度に化学車1台が見られていますが、別表を見ると救急車、支援車が入っており、平成31年度には印旛署庁舎修繕が入っています。また栄町は平成32年度に消防庁舎修繕が入っています。場合によってはこの辺も緊急防災減災事業債の対象となれば、印西市さん白井市さんの負担割合も軽減されるのではないかと。あくまでも可能性ですが、財政推計の(3)事務委託方式で広域化した場合の負担額比較が、印西市さん白井市さんはゼロになっていますが、可能であれば見込みですが交付税を算入すればある程度数値化したものになるのかなと。また印西市さん白井市さんの財政負担の軽減が図れることと比較ができる表になるのかなと思います。

○議長（伊澤史夫） 今2件の意見がありました。

1件目は追加資料のなかに庁舎修繕が入っていないが、これは緊急防災減災対策事業債でみられるのではないかと、もう1件は緊急防災減災対策事業債が平成32年度まで延長されたことで、広域化が進めば平成29年度以降32年度までみられるため財政推計に表してもいいのではないかの2件でした。

まず1件目の庁舎修繕をみていない理由は何ですか。

浅野次長。

- 印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 緊急防災減災対策事業債の要綱がありまして、そこに合致してないものについては可能性があるというよりも、その前段でやはり物理的に無理だろうということであえて事業のなかに入れてごさいません。

また車両について、緊急消防援助隊登録車両も対象としていないことですので可能性があるというよりも、その前段ではじかせていただきました。

- 議長（伊澤史夫） 可能性のあるものについて入れてあるという理解ですか。

浅野次長

- 印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） はい。

稲敷広域の話をしていただきましたが、その広域化を参考としてうちに置き換えてみたところ、これが現在可能性のある事業なのかなということでごさいます。

よって、ここまでの記載とさせていただきます。

- 議長（伊澤史夫） 生稲委員。

- 委員（生稲芳博） 例えば広域化に伴って車庫などを拡張せざるを得ないとか、そういったものならば全く可能性がゼロという訳でもないと思うので。それは決まってからのことですが、国にこのような条件では駄目かとチャレンジして成功するものもあるのではないかと。ここにあるものだけが可能性があるのではなくてその他諸々でできたなかでも、あたってみれば何とかなるものもあるのかなと思います。

ただ今の段階で盛り込むのは話を進めていく上で、入れ過ぎになってしまうのかなという気がします。

- 議長（伊澤史夫） 今考えられるところではこの位になりますか。

生稲委員。

- 委員（生稲芳博） はい。

- 議長（伊澤史夫） 可能性のあるものについて入れてあるという理解ですか。

浅野次長

- 印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 補足させて下さい。

庁舎関係です。今、印西地区消防組合で実施している印西西消防署の改修ですが、これも千葉県市町村課に照会をしたところ厳しいとの回答でした。

今、生稲委員からお話がありましたが、どうもカチッと填まったものがまだ明確でないことから、あくまでも可能性のあるもののみを記載させていただきました。

- 議長（伊澤史夫） 分かりました。

杉田委員から庁舎の改修と、この扱いを反映したほうがいいのではないかとということでしたが、庁舎については確実性がないということでプラスアルファになればいいということで反映させない。

また、この数字の取り扱いについて財政推計時には確定していなかったが、新たに緊

急防災減災事業債が平成32年まで延長されたことにより、メリットが見込めるため入れたほうがいいのではないかとということです。これについてご意見ありますか。

岡田委員。

○副会長（岡田正市） 私共お願いしている立場で何ですけれども、こういった説明の仕方のなかでどうも雰囲気的に見ていると印西市の財政当局と話し合ったと、先程来説明のなかで印西市としてはメリットがないというようなお話がございました。しかし、可能性のなかでメリットはある訳ですよ。そういったなかで今回皆様方の意見のなかで、広域化を進めたくはないのだというようなニュアンスが伺えますけれども。例えば印西市、白井市に対してメリットがないという結論がでますと、私共かなり財政負担が掛かりますので、そういったところは気持ちとしてはどうなのですか。

我々首長どうしが広域化にしたいというようなお話で進めてまいりましたけれども、今の話のなかではどうもなかなかそういった雰囲気ではなくて。

なるべくやらないようにしたいということでしたら、早めに言っていただければそれなりの手は打ちたいというふうに考えています。

○議長（伊澤史夫） 協議のなかで何か予断をして進めたということではないと思いますが、今まで進めてきた検討について事務局から何かあればお願いします。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） これまで4回の幹事会を開催してきました。あくまでも議題に準じて協議ということで、進めていくか否かのその判断を粛々と進めてきた訳ですので、広域化が駄目だとか良いとかという話がでた記憶は座長としてはありません。

メリット・デメリットにつきましても繰り返しになりますが、専門部会から上がってきた時には幹事会で修正をかけさせていただいたという話をさせていただきましたが、かなりボリュームのあるものでした。それをひとつずつ精査しメリットなのかデメリットなのかというところで、最終的な幹事会の資料としてこの形になりました。

なお且つ構成する市町がございしますが、例えば今印西市さんのお話がでましたが、印西市としてはこの広域化についてこの資料に基づいて、例えば今のメリットがないというところですが数値から見て取って、そうとは言い難いというようなところでの意見がございします。

ですから、いい悪いという話ではないと思います。

○議長（伊澤史夫） 岡田委員。

○副会長（岡田正市） 先程調子が悪いため聞き逃しましたけれども、印西市財政当局からの説明では合併特例債がどうのこうの。どうのこうのというの、あれもう少し詳しく聞かせていただきたい。

それが切れることによって、何か財政負担が増えるようなニュアンスで話されたと思

うのですけれども、その辺はそれも影響してくる訳ですか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 不交付団体の件についてですが、これも幹事会で話があったなかで、印西市については平成32年度にこれまでは交付税措置を受けていたところですが、それが不交付団体になる可能性がありますということで、そうするとメリットとは言い難いのではないかという話です。端的に申し上げますと。

交付税措置がされなくなる団体ということで、メリットとは言い難いのではないかという話でした。

○議長（伊澤史夫） 岡田委員。

○副会長（岡田正市） 先程の色々な庁舎の関係や設備の問題で、可能性の話はしないのだと説明がありましたよね。庁舎を建て替える修理する、そういったものは可能性だからメリットにはならないのだというお話されましたよね。その場合不交付団体になるかもしれないと、かもしれない話も同等に扱うのですか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 幹事会では、そういうことで判断をさせていただきます。

○議長（伊澤史夫） 岡田委員。

○副会長（岡田正市） あまり言ってもしょうがないと思いますが。

やはりですね、これは大市、印西市ですので、印西市の財政当局からのかなりクレームがあったというような噂は聞いておりますけれども、印西市の皆様方に言いたいのは大市、印西市で不交付団体になろうかという団体がこの程度のメリット・デメリットで左右されるような市民、市長ではないと思いますよ。

県内54市町村ありますけれども、そのなかで一番財政状況の悪いところを何とか助けてやるぐらいの気持ちを持って地域の安全安心のためにそういうことを考えないほうが私はおかしいのではないかと、先程来メリット・デメリットで例えば救助工作車が栄町に集中したら、これはこっちで使う部分がデメリットになるのだというような話がありました。栄町がもしも広域にならなくて、印西市と白井市で同じような状況になったらそういうことを言うのですか。

それと私共も先程のなかで江戸屋付近に消防車行きますよね。それは当然お互いにやりくりではないでしょうか。その辺の方が一の場合の話をしていても、しょうがないと思います。

我々町だけでなく地域の大災害に備えて話をしている訳ですから、そういう細かいことを、印西市は細かくてもいいと思いますが、こういった話になった時には、ではどういったふうにしたら成功するのかわからないのかという話になってくる訳です。

印西市長どうですか。財政状況のいい印西市が不交付団体になるのでしたらこの程度

のデメリットは、デメリットを回収してOKという話になりませんか。

○議長（伊澤史夫） 今29ページと別紙1の話が議題となっています。

幹事会で揉んだ時には想定していなかった、緊急防災減災事業債の交付税措置が稲敷広域の例ではこれ位見られると、これが新たに判明したものです。

通常財政推計するには想定できるもの、この総務部門の報告でも交付税措置があると言っている訳ですから、それを数字で表せばなお更見やすいということがありますので、先程の杉田委員の提案、また生稲委員の提案でも同じようなことがあったのですが、これを織り込んで見やすくしたほうがいいのではないかとということがひとつあります。

そうなってくると先程事務局が触れましたが、29ページのメリット・デメリットの印西市のデメリットのなかに、財政面において広域化によるメリットがないとある訳ですが、私も見ましたがプラスマイナスゼロですね別紙1の表では。プラスマイナスゼロの場合は、メリット・デメリットがないと思います。中立だと思います。プラスマイナスゼロでデメリットというのはやはり…。プラスがないからデメリットと説明がありました。プラスマイナスゼロですからこれはスクエアですよ。

なお且つ新しい情報がでてきたということであれば、財政メリットが逆にあるのではないかとデメリットではなくメリットになるのではないかとということ、この幹事会の報告の時点と今の時点では資料から判断すると違うのではないかと、そういうところがでてきているのですが、そのことについて、まず、新たに追加資料となったものの取り扱い、それと29ページの文書表現について、この会でどうしたらいいか意見をいただけたらと思います。

小川委員。

○委員（小川義人） 印西市議会の小川です。

先程議長から配られた資料については、別紙1の表には組み込まないほうがいいかなと、先程可能性の話もありましたが可能性が低いほうの可能性なのか、高いほうの可能性なのか今のお話だとどうしても分からないところがありますので、また配られた資料は、これを読めば理解できますので、物事で入りは狭く出は大きくではありませんが見ておいたほうが。

配られた資料で財政的なメリットは充分私は承知しましたので、別添の資料でよろしいのかなと、これは公の資料になりますから組み込んだもののは実は交付税算入できませんでしたなんてことになると何だって話になってきますので、私としては組み込まずに繰り返しになりますが、この伊澤議長の配っていただいた資料で十分承知できますのでその扱いでよろしいのかなと思います。

○議長（伊澤史夫） 別添の扱いということでしょうか。

小川委員。

○委員（小川義人） はい。

○議長（伊澤史夫） もう1点。

29ページの先程来でている、財政面のメリット・デメリットについての扱い方で意見ありませんか。

小川委員。

○委員（小川義人） それは伊澤議長のおっしゃるとおり、今算出させていただいている表ではプラスマイナスゼロですので、メリットでもなくデメリットでもないのが議長のおっしゃるとおりスクエアな状態なのかなというふうに認識します。

○議長（伊澤史夫） 今の小川委員の意見は追加資料については別紙1に組み込むのではなくて、別添で扱ったほうが良いという意見でございました。

板倉委員いかがでしょうか。

財政的な話ですから、やはり首長が充分認識していないといけないと思いますので。

○副会長（板倉正直） 今、小川委員が言われたことでいいと思います。

○議長（伊澤史夫） はい。

岡田委員いかがでしょうか。

○副会長（岡田正市） はい。どうぞ結構です。

○議長（伊澤史夫） よろしいですか。

○副会長（岡田正市） はい。

○議長（伊澤史夫） それともう1点。

29ページのメリット・デメリットで印西市の財政面において、広域化によるメリットがないというのがデメリットになっていますが、これについてはプラスマイナスゼロでスクエアということでデメリットではないという解釈という意見がでましたが、他の方いかがでしょうか。

<「よろしいと思います。」の声あり>

○議長（伊澤史夫） 秋本委員。

○委員（秋本享志） 白井市としても、まだ完全な数字ではないのでここに載せないで別紙で作って欲しいと思います。

印西市のデメリットの件ですが、これを見ますとゼロですからどちらとも言えませんよね。メリットとしてもデメリットとしても言えないと思いますから、デメリットからは外したほうが良いと思います。

○議長（伊澤史夫） 分かりました。

板倉委員。

○副会長（板倉正直） 財政推計で今後の影響額がゼロであり、印西市としてプラスとならないことからメリットがないと、こういった意味でございます。

ゼロですから、そういったことでメリットがないという意味合いです。

○議長（伊澤史夫） デメリットになってしまっていますので、メリットがないのとデメ

リットは違いますからメリットがないならいいのですが、デメリットの項目に入ってしまったのでデメリットだと言っています。メリットがないのがデメリットだと。

板倉委員。

○副会長（板倉正直） プラスとならないことからメリットがないということです。

○議長（伊澤史夫） 分かりました。

栄町さん、そうしましたらメリット・デメリットはプラスマイナスゼロですから何も無いということで、ここは削除でよろしいでしょうか。

<「はい。」という声あり>

○議長（伊澤史夫） 皆さん同じ考えでよろしいですね。

<「はい。」という声多数>

○議長（伊澤史夫） それでは総務部門の今までの報告に対して、29ページの印西市のデメリット欄の財政面において広域化によるメリットがないというのを削除。

そしてこの追加資料を別添として添付するということで協議会として決定します。

生稲委員。

○委員（生稲芳博） 29ページです。

先程栄町長さんもおっしゃられたことと関連するのですが、印西市さんと白井市さんのところで梯子車と救助工作車が例にでていまして、その車両が出てしまうことによって今の印西地区の活動力が低下するのではないかとということですが、栄町さんは災害や事故が多く梯子車や救助工作車を頻繁に使ったりするのですか。

○議長（伊澤史夫） 岡田委員。

○副会長（岡田正市） そういうことはありません。梯子車も必要ありません。

○議長（伊澤史夫） 生稲委員。

○委員（生稲芳博） 理屈は分かりませんが、これによって現場で支障がでるのか現場の消防長さんに聞いて、ここに書いてあることの重さというか、どの程度致命的にデメリットなのか念のため程度なのか、感触が共通認識で持てると思いますので伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 分かりました。

それでは印西地区消防組合消防長さんと栄町消防本部消防長さんで、この見解について各々意見ををお願いします。

○議長（伊澤史夫） 杉田委員。

○委員（杉田昭一） 今うちの町長からお話はさせていただきましたが、過去5年間で救助出動は、年間10件程度となっております。

栄町消防本部も消防力の整備指針に基づいて車両配置をしておりますが、梯子車につきましては、その基準から申し上げますと高層建物が現状ないということから梯子車の配備はしていません。ただ、高層建物が現状ではありませんがこれからの大規模災害を

見越したなかでは、栄町にもお願いする場合もあろうかなと思います。現状では対応がないのかなという認識です。

○議長（伊澤史夫） 須藤委員。

○委員（須藤達也） 過去3年間の平成25年、26年、27年でいいますと栄町さんの救助出動件数は、11件、17件、15件で平均しますと印西地区消防組合の救助出動件数の約12%を占めています。

救助事案が発生すると救助工作車に自動的に出動指令が掛かるという面では、ここに書いてあるとおりで確かに負担になるという話ではないのですが、出動指令がかかるという部分では栄町さんのほうに向かうということで、デメリットというふうになるのかも知れませんが、実際栄町さんに確認したところ栄町さんの救助工作車が出動して活動したのは年に1、2件です。というところを見ると出動指令が掛かっても途中で反転とかという、帰っていいですよという指示がでると考えられます。そうすると最小限の負担で収まるというような考えでおります。

梯子車に関しましても通常15m以上の建物に対して出動指令をかけるようにしております。それを見ますと栄町さんは建物が15棟ある。印西地区はといいますと649棟15m以上の建物があります。649棟あるなかでも年間に数回の出動指令ということから考えますと、15棟のなかで出動指令が掛かるということは本当に稀なケースではないかということからすると最小限の負担で済むというふうな考えでおります。

○議長（伊澤史夫） 考え方は分かりました。

文書の表現の仕方はいかがでしょうか。

須藤委員。

○委員（須藤達也） 実際出動指令が掛かれば活動力が低下するという考え方もございますので、文書的には問題はないのかなと思います。

○議長（伊澤史夫） これだと通常的に低下するようになっていますが、稀なケースであれば稀にとかという言葉が入ればまた違ってきますし、今の実働例を見るとほとんどないってことですね。

須藤委員。

○委員（須藤達也） そうですね。

毎日出動するということではないです。

○議長（伊澤史夫） 幹事会でかなり揉んだ言葉ではあると思いますが、今の話を前提にして幹事会で考えたのですよね。

<「はい。」という声あり>

○議長（伊澤史夫） それでこういう表現だということですか。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） この言葉ですが、今の出動基準から捉え

まして梯子車の場合、4階以上というような出動基準がありますので、栄町管内に該当する建物がないのであれば可能性はありますが聞いた話では7階、8階というような建物構想も視野に入れていると、また栄町役場庁舎は4階以上の建物ですがそこで災害が発生すれば当然出動基準には合致するのではないのでしょうか。

というようなことで必ずしも出動しないよということは言い切れないと考えます。

ですから、こういう言葉で間違いではないのではないかと思います。

○議長（伊澤史夫） そうしましたら解釈としては、こういう事態が想定されるが通年出るものではないという解釈ですかね。

生稲委員よろしいですか。

○委員（生稲芳博） はい。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 先程印西市の川上委員から意見があったかと思いますが。別紙1の表（3）栄町さんの負担額の表現の仕方について、どうしようかというところです。このままで良いということであればこの資料をもってということですね。

○議長（伊澤史夫） 栄町さんの負担が実質的には増えるという、この注釈の2つ目にあり、これが読めれば私はいいと思います。読めるというような感じでしたよね。それならいいのかなと思います。

川上委員それでよろしいでしょうか。

○委員（川上賢二） はい。結構です。

○議長（伊澤史夫） 先程の解釈でこれを読んでいただきたいと思います。

総務部門で他に意見・質問はございますか。

ないようですので、総務部門につきましては一部修正と資料の1部追加添付ということで協議会の決定とさせていただきます。

次に予防部門と警防部門について併せて担当より説明をお願いします。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 予防部門です。

1枚お開きください。目次ですが2章からとなっております。

1ページ2ページの表をご覧ください。印西地区消防組合管内、栄町消防管内の平成27年中の防火対象物数、危険物施設数と立入検査状況を各区分で示しました。

印西地区消防組合では、防火対象物数2,820件。栄町消防は防火対象物数311件。危険物施設は、印西地区消防組合574施設。栄町消防は、57施設となっております。

3ページ予防体制の充実です。消防予防行政のなかでは、関係法令に基づく指導が基本となることから各消防本部における指導など統一されなければなりません。

住宅火災対策の強化です。住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しています。住宅火災による死者の6割以上が65歳以上の結果を踏まえ、引き続き普及啓発が必要となります。住宅用火災警報器推計設置率を表にしました。

印西地区消防組合の場合、県平均を上回るが全国平均では下回っています。栄町消防については、設置率90%以上で県平均と全国平均を大きく上回っています。

立入検査の充実についてです。表は平成27年度の防火対象物と危険物施設の立入検査実施率です。特に防火対象物についての実施率が両消防本部ともに低いのが見て取れます。また、指摘事項に対して関係者による是正改修が立入検査については重要な課題となります。

4ページ5ページ火災調査の充実です。表については、平成27年中の市町別火災発生状況と5ページは過去5年間の火災原因判明状況です。火災の調査は法的に定められた消防機関の行政調査です。調査の目的は火災の原因を究明し火災、消火によって生じた損害の程度を明らかにして、火災予防施策や警防対策に必要な基礎資料を得ることです。特に近年製品火災対策への取り組みが求められることから、専門知識を有する職員の育成が必要です。

6ページ専門性を高めるための研修費の状況です。平成27年中の両消防本部の研修状況と研修に係る経費を示しました。このなかで訂正がございます。消防大学校予防科と記載していますが、総務部門の教育訓練研修状況では消防大学校専科教育火災調査科と記載してあります。正しくは火災調査科です。負担金等について違いはございません。

システム統合に伴う経費についてです。両消防本部の消防統計システム状況を平成27年度予算額で示しました。印西地区消防組合、栄町消防共に予防関係については防火対象物システムと危険物システムを使用しています。

7ページ広域化の消防の円滑な運営確保に関する事項では、先程総務部門の説明のなかで有資格者を有効に使おうと説明させていただいたかと思えます。

この表の見方ですが予防技術資格者、火災調査指導員どちらも専門的な知識を持った職員ですが、印西地区消防組合にはこれだけ配置しております。栄町消防は、予防技術資格者ゼロで火災調査指導員は規程なしということでゼロとなっております。

これを広域化後に上手く配置した場合には、8署に振り分けられるということで効果が見られるという考え方でございます。

以上で予防部門についての説明を終わります。

続いて警防部門です。1枚お開きください。警防部門につきましては、両市町の消防体制、災害出動件数の推移、消防体制を取り巻く環境の変化と課題、消防広域化によるイメージ、共同事業等について検討いたしました。

1ページ2ページの表をご覧ください。印西地区消防組合と栄町消防が保有する車両一覧です。印西地区消防組合39台。栄町消防11台。

備考欄には、緊急消防援助隊と千葉県広域消防相互応援協定に基づく登録車両及び非常用車両を記載しています。

3 ページは、印西地区消防組合が作成している消防車両整備計画に基づく更新計画です。印西地区消防組合は、消防ポンプ車15年、梯子車20年、屈折梯子車17年など計画に規定されているものです。栄町消防は、未計画ということで記載させていただきました。広域化への当初見込まれる課題として、車両については、平成30年度をベースに計画として記載させていただきました。このなかで警防資機材保守点検、救急資機材保守点検を記載してあります。栄町さんの場合、点検未実施と専門部会から聞いております。救急に特化しますと医療法や薬事法など関係法令に基づく点検が必要なことから、広域化した場合にはこれ位の費用が発生します。

4 ページから6 ページは、火災、救急、救助出動件数の推移を示しました。平成18年度と比較して平成27年度では、火災約11%、救急約20%、救助39%と記載していますが「約」が抜けております。約39%となり全てが増加傾向となっています。

火災については、建築物の高層化、大規模化などにより災害実態の変化が見られることから、火災形態にとらわれることのない消防体制の強化が必要です。救急については、少子高齢化による高齢者の救急出動が増加しています。今後、更に高齢化が進むことが予想されることから救急車の増車を検討する必要があります。救助については、特殊災害や一人暮らしの高齢者による玄関ドアの施錠、いわゆる建物救助など増加傾向にあります。また、発生が懸念される首都直下地震などへの対応が必要となります。

7 ページは、近年における大規模災害による被害例を列挙しました。当消防組合でも昨年7月に鎮火まで24時間を超える火災が発生した事例がありました。

8 ページは、救急需要への対応についてです。救急の増加に伴う問題として保有する救急車全車両が出動し待機車両がなくなることも想定されます。これらの場合、他市町からの応援を余儀なくされることから、増加する救急要請への対応を図ることが課題となります。これは、救急車の利用形態にもよりますが、適正利用などその辺も踏まえたことであります。

9 ページ10 ページは、救急需要の市町別、年齢別救急搬送率をグラフで示しました。特に65歳からの急病が増加傾向にあることが見て取れます。

10 ページ下段の救命士の教育訓練の増加については、救命士の処置範囲拡大と恒久的に知識、技術を維持するための教育訓練が必要なことから、その組織体制の構築が必要です。

11 ページ消防広域化によるイメージです。表の見方についてご説明いたします。上段の表をご覧ください。印西市内での現場到着時間のイメージです。

これは一般建物火災をイメージしています。安食ト杭の江戸屋簷を災害地点に落とした場合、広域化前では第1着隊の本埜消防署から現場到着まで8分46秒、距離5, 6

30mありますということで、これが広域化に伴って栄消防署が現場到着まで3分1秒、距離2,400mということで第1着隊が広域化することによって現在の本埜消防署から栄消防署に変わり5分45秒短縮が図れます。また、直近方式を用いますので安食ト杭の江戸屋(株)地点では本埜、印西、牧の原、印旛となっておりますが、広域化後では栄、本埜、印西、牧の原となり4台目の到着についても3分21秒短縮が図れます。以下同じような形で示させていただきました。

次に、栄町内での現場到着時間のイメージです。栄町西の内山北総レミコンを災害地点に落とした場合、広域化前では栄町消防が6分56秒かけて5,630mを走行してきます。それが広域化することによって印西消防署が2分39秒、距離1,910mこれが第1着隊となり4分17秒短縮が図れます。以下同じような形で示させていただきました。

1枚お開きください。今説明させていただきました、11ページの指定した場所についてイメージしたものです。

13ページから15ページ現場到着時間。救急事案、火災事案の直近方式イメージです。行政境界によりこれまで各々出動していた災害に対して、広域化後は行政境界がなくなることから災害地点に最も近い署から出動することになり、現場到着時間の短縮が確保されます。以下同じような形で示させていただきました。

16ページ栄町への火災出動のイメージ図です。栄町竜角寺台1丁目を災害現場とした場合、印西地区消防組合白井消防署救助工作車は栄町竜角寺台1丁目まで約20km、出動から現場到着まで約40分掛かることとなります。下段の地図は印西市の管内に火災が発生した場所で、栄町消防の車両が印西地区消防組合管内北側に出動する最遠場所を示したものです。これ以上印西地区よりになると、逆に今までの出動順位と一緒に変わりがないという考え方で見ただけであればと思います。

17ページ、18ページ初動体制と待機部隊の確保については、火災、救助、水難出動した場合の広域化後の出動待機部隊数を表で示しました。建物火災時の出動体制と待機部隊の表です。ここで注意していただきたいのが梯子車です。印西消防署と白井消防署に印西地区消防組合は2台持っています。一般建物火災という位置付けで見て下さい。2台あって出動台数がゼロなのに何で待機部隊が1隊なのかというところですが、当消防組合は、車両の乗り換え運用を行っていることから、梯子車とポンプ車の乗り換えということで出動台数はゼロですが1隊は梯子車に乗り換えますよということでこのような表記になっています。救助出動時の出動体制と待機部隊の表をご覧ください。栄町消防の救急自動車の欄で実動台数2、出動台数1、待機部隊ゼロとなっておりますが、これも同じ考え方です。

上段の表です。広域化した場合、消防ポンプ車6台、梯子車2台、救急自動車8台。下段です。消防ポンプ車8台、救急自動車8台ということで待機部隊数が増えるという

ことをご理解いただければと思います。

18 ページ下段の署所配置と管轄区域については現行配置とします。印西地区消防組合は、現在7消防署3方面本部の体制ですが、今後方面本部体制の見直しが必要となりますが、総務部門では、広域化後の栄町を第4方面本部と位置付けとしました。また、広域化当初見込まれる課題として、管内市街地を見据えた消防署配置の検討が認められます。

19 ページ特殊災害、救急業務高度化の対応についてです。特殊災害の対応については、救助工作車の車両整備計画を継続し消防力の強化を図ることや、現行の配置先消防署を見直すことにより迅速な対応が可能となるよう検討する必要があります。救急業務高度化への対応ですが、広域化に伴い救急救命士が増員されることにより効率的な職員配置を行うことで、救急救命士の長期研修に派遣しやすい環境が整います。

20 ページ21 ページ共同事業については、ちば共同指令センター、消防救急デジタル無線について広域化することにより現行のシステム変更が生じることから変更申請、保守、改修、撤去と経費が発生することとなります。

22 ページ消防団、消防水利事務については印西地区消防組合では構成市で事務を実施。栄町消防では消防本部で事務を実施していますが、広域化後の事務は印西地区消防組合を基本として実施する方向で検討することとしました。

要援護者登録制度・安心カード登録制度や住民基本台帳システム関係及び23 ページの地域防災計画について、印西地区消防組合の組織体制を考えながらの協議が必要となります。

以上で警防部門についての説明を終わります。

○議長（伊澤史夫） 説明が終わりました。

ここで休憩したいと思います。午後4時まで休憩します。

休憩 午後3時47分

再開 午後4時00分

○議長（伊澤史夫） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明のありました予防部門、警防部門について意見・質問はございますか。

小川委員。

○委員（小川義人） 警防部門の11 ページあたりになると思います。

いわゆる広域化後のエリアの件です。広域化するとお互いのエリアが補完できて凄くいいなと思うのですが、例えば白井市さんでいうと西白井とか、栄町さんでいうと竜角寺台とかです。栄町さんを例にすると栄町消防署の救急車が出払ってしまったと。今ま

でしたら西白井だったら鎌ヶ谷市さん、竜角寺台だったら成田市さんと協定みたいなものがあつたと思いますが、広域化することによって例えば広域化したのだから、うちに声をかけないで自分のところでやってよみたいな、それでかえって到着時間が遅れるケースはでてくるのでしょうか。

広域化によって今まであつた協定が組み替えになってしまい、稀だとは思いますが不利になってしまうケースはあるのでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 委員ご指摘のとおり境界境がなくなるといふことですので、これまでは栄町さんの救急車が完全になくなってしまった場合に印西地区寄りについては印西から、竜角寺台側については成田から応援出動していました。

極論になりますが、竜角寺台のかなり成田寄りであつた場合も広域化後は印西地区から出動する訳ですから、印西地区消防組合現有の救急車7台のうち6台が出払つてしまひ一番遠い西白井署にしか残つてなかつたと、栄町さんはゼロだということになると当然ながらそういう出動形態になります。

ですから不利といふか、これまでゼロ隊の時には成田さんから要請していたものについても印西地区から出るといふことで、そういう可能性はありうると思ひます。

火災についても同様です。

○議長（伊澤史夫） 小川委員。

○委員（小川義人） 実際人の命の掛かっていることなので、こちらのほうも成田市さんにお願ひして、こういう状況なのでお願ひしますといふ形は恐らく要請されると思ひますので…。

要するに、できなくなるといふことではないですよ。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） そんなことはないです。

人の生死に掛かるといふ話ですが、特に重篤な場合は共同指令センターで約束事がありますので、急を要する重篤な場合はレアケースとしまして成田から要請することも可能です。

○議長（伊澤史夫） 大野委員。

○委員（大野徹夫） 小川委員さん言われることは分かりますけれども、例えば印西市さんの栄町の近いところで起きた時にこちらからも向かうのは、お互い様じゃないでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 今の浅野次長の説明のなかで、栄町消防と成田消防が協定を結んでいふことは相互がある訳で、栄町が広域化になつた時には基本的にはこの広域でやる訳ですが新しい広域と成田市が協定を結べないのですか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） いえ、そのようなことはありません。

○議長（伊澤史夫） であれば補完できるということになりますよね。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） ただ協定を結んでいまして、1の消防組合ということになりますので原則的にはそのエリアであったものについてはその消防本部での対応となります。協定とは別の話です。

○議長（伊澤史夫） 川上委員。

○委員（川上賢二） 広域化後に火災が栄町と成田との行政境に起こったとします。

協定を結んでおくということが前提だと思いますが、栄町消防から現場に行き大規模になった場合には援助をもらえると、今もやられていると思いますがそれは同じようにできるのですね。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 考え方は一緒です。

○議長（伊澤史夫） 生稻委員。

○委員（生稻芳博） 実は私、糸魚川火災の件で国において大火に対する対策会議がありまして状況報告のなかで初動体制、何か起こった時に拡大する前にどれだけ素早く機動的にそこに集まって小さな時に消せるか、そこがポイントになってくるという話がありましたのでそういった意味では、一気に行けるような体制を作るのが大事だと思います。

先程の隣接の話は、隣接応援協定を県内結んでおりますので、そういった面も想定して沿うような形になっておりますので広域化したからといって影響はでないと思います。

○議長（伊澤史夫） 小川委員。

○委員（小川義人） 今日各部門の資料をいただきましたが、まだいただいたばかりなので読み込めてない部分もあると思います。

質問したい場合の窓口は事務局でよろしいでしょうか。

○議長（伊澤史夫） 浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 冒頭、協議会会長から資料について説明があったかと思うのですが、本日委員の皆様にはこの資料を持ち帰りいただき引き続き審議をお願いいたします。

持ち帰り後の質疑ですが、事務局宛てに問い合わせいただければと思います。メール、電話などどのような形でも結構です。即座に答えられるもので、口頭でいいということなら口頭で対応いたします。書面をもってということであれば活字で対応させていただきます。

事務局で最終的に全ての質疑事項について取りまとめ、全委員の皆様にお返しする予定です。ただし、質疑の締め切りですが2月28日までとさせていただきます。

3月13日に第5回協議会が開催されます。それまで取りまとめなどがありますので2月28日を最終とさせていただいて、その後に質問のあった場合には全てペーパーベースで送付させていただく予定です。

問い合わせは適宜対応させていただく予定でおりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（伊澤史夫） 質疑があれば2月末までに事務局へ。

どのような手段でも良いということです。問い合わせをお願いいたします。

川上委員。

○委員（川上賢二） 委員として純粋な気持ちです。

私も皆さんと共に委員になっていますが、最早今日2月3日で3月13日には態度決定ということです。

実際これ、まとまるのですか期間的なもの。それが純粋にどうなのかなという不安と共に疑問もあります。この会自体のその意義が、こんなに慌ててやるものなのかと。あまりにも期間がなかったところから始まっていますので、準備期間ということで自分のなかにクエスチョンマークがあります。

○議長（伊澤史夫） 冒頭に私3月13日に第5回協議会で協議会としての決定をいただきたいと話をしました。

実質あと1ヶ月と少しです。そのなかでまとまるのかという意見がありました。委員の皆さん、川上委員の意見に対して意見や考えがありましたらこの場で発表願いたいと思います。

川上委員。

○委員（川上賢二） もう13日に態度決定しましょうということであれば、この資料をもって皆さんが検討及び意見を擦り合わせた上で態度決定せざるを得ないと思いますが、それであれば私は一員として努力するつもりです。

ですから何か意見があれば聞いておきたいと思います。

○議長（伊澤史夫） 秋本委員。

○委員（秋本享志） 白井市議会としては2月8日に全員協議会のなかで詳しい説明を事務局からいただいて、議員の意見を参考にしようかなと思っています。

○議長（伊澤史夫） 栄町さんは何かありませんか。

○委員（大野博） 栄町はまだ議員への詳しい説明はしておりません。

3月7日から議会が始まりますので、そこで全員協議会を設けて消防長から説明を受けたいと思っています。また2月27日に会議がありますので、そのなかでも話は進めていく考えでおります。

○議長（伊澤史夫） 杉田委員。

○委員（杉田昭一） 栄町は、広域化について9月及び12月議会の全員協議会で経過説明をさせていただいております。

また、3月議会前の全員協議会で、広域化の報告を私のほうでさせていただこうかと詰めているところです。

- 議長（伊澤史夫） 印西市さんは何かありませんか。
- 委員（小川義人） 印西市議会は今まではというと、この広域化協議会が終わる度に全員協議会で報告と資料を配布しています。厚い資料は全員に配布するのが大変なので、議会議員でしたら閲覧できるように議会事務局に設置している状況です。

今後としましては白井市さんと同じで2月8日に全員協議会におきまして報告をします。また、意見集約をどういった方法でやるのかは考えているところです。

- 議長（伊澤史夫） できればスケジュールに間に合うような形で進めておりますので、協議会委員の皆さんも短い時間で大変でしょうが、できるだけ努力をしてひとつの意見に集約できればと思いますので、これからもご協力をお願いしたいと思います。

それでは、議題（1）印西地区消防組合及び栄町消防広域化の検討については以上で終了します。

続いて議題（2）その他ですが、何かありましたらお願いいたします。

特にないようでありましたら、この件については終了いたします。

本日の議題は全て終了いたしました。

議事進行に対しまして、皆様のご協力をいただきましたことに御礼を申し上げます。

それでは事務局に戻します。

- 事務局長（樋関健一） 次第3その他ですが、何かありましたらお願いいたします。

<「ありません。」という声あり>

- 事務局長（樋関健一） 特にないようですので、以上をもちまして第4回印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

上記会議録を証するためここに署名する。

議 長 伊 澤 史 夫

署名委員 須 藤 達 也

署名委員 杉 田 昭 一